令和７年度（2025 年度）事業計画

全国産業資源循環連合会（以下「全産連」という。）は、産業廃棄物の適正処理を基本に、産業資源循環業界の振興に向け、人材育成、安全衛生、地球温暖化対策、災害廃棄物対策等の事業に取り組む。

各事業の執行に当たっては、収支改善の徹底を念頭に置き、合理的・効率的・効果的な事業の進捗を図る。(【 】の記載は内閣府に提出している事業番号)

Ⅰ　適正処理の推進

１　マニフェストシステムの普及啓発

排出事業者及び産業廃棄物処理業者による適正処理確保のため、マニフェスト（産業廃棄物管理票）システムの普及啓発及び頒布事業を推進する。

正会員が使用している「マニフェスト管理システム」について必要に応じ機能の修正を行う。　【公１（１)】

２　産業廃棄物処理委託契約書標準様式等の普及啓発

排出事業者及び産業廃棄物処理業者の役割分担と責務を明確化し、双方の信頼と協力のもとで産業廃棄物の適正な処理を進めるために、「産業廃棄物処理委託契約書標準様式」及び「産業廃棄物埋立処分委託契約書（様式)」の普及啓発に努める。　【公１（２）エ】

３　産業資源循環に関わる各種調査・研究及び普及啓発

・最終処分場の残留性有機汚染物質（POPs）への対応について、学術者等との協力を得ながら検討する。

・再生砕石及び再生粒度調整砕石等の利用を継続するための課題について、学識者等の協力を得ながら検討する。　【公１（２）ア～ウ、オ】

４　優良認定制度の普及促進等

廃棄物処理法の優良産廃処理業者認定制度の普及に努めるとともに、優良認定制度の一層の普及にあたっての課題を整理・検討し、制度の必要な見直し等を国に適宜働きかける。　【公１（２）ウ】

５　災害廃棄物処理支援

自然災害が毎年のように多発している状況を踏まえ、地方公共団体と正会員が平時から密接に連携し、災害発生後は直ちに正会員が産業廃棄物処理業者による支援の中心を円滑に担うことができるようにするため、災害廃棄物委員会の検討を中心に、特に日頃からの備えの体制及び初動体制の構築を進める。

【公１（３)】

６　広報活動

（１）不適正処理の排除と未然防止

①　不法投棄防止のための啓発、監視等公益事業活動への支援

正会員との連携のもと、不法投棄防止等適正処理のための啓発活動を行うとともに、不法投棄の監視及びパトロール等の活動への支援を行う。

②　支障除去事業等への支援等

原状回復活動及び適正処理推進事業等に支援・協力する。

【公１（４）ア】

（２）資源循環と環境を考える全国大会の開催

全産連、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター及び公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団との共催によって、一般市民を含む幅広い参加を呼びかけ、第１回「資源循環と環境を考える全国大会」（「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の名称を変更）を令和７年 10 月 31 日（金）に北海道で開催する。　【公１（４）ウ】

（３）産廃処理と資源循環の総合専門誌「月刊 INDUST」の発行

産業廃棄物処理業界を中心としつつ、産業廃棄物の適正処理や資源循環に取り組む各種産業の情報のほか、脱炭素やサーキュラーエコノミー（循環経済）などの多様な課題に関連する情報を幅広く誌面に取り上げる。また、コンプライアンスを徹底するとともに、ジェンダー平等の実現など、SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した誌面づくりに努める。　【公１（４）エ】

（４）ホームページ等の充実・活用

ホームページを通じて、全産連の事業活動の普及啓発を行う。最新の事業活動の状況を提供するとともに、産業廃棄物及び資源循環に関する行政の動向その他最新情報を発信する。ウェブサイトのフォームによるアンケート調査等を実施し、全産連の事業に関する意見や業界の課題等を迅速に入手する。　【公１（４）イ、オ】

Ⅱ　地球温暖化対策の推進

2050 年カーボンニュートラルを政府が主導する中、産業資源循環業界が自らできること、他業界に期待することを踏まえながら、昨年度策定した「カーボンニュートラル行動計画」に基づき、正会員及び会員企業等とともに地球温暖化対策を推進していく。また、カーボンニュートラル行動計画に基づき、電子的手段を活用して実態調査等を実施し、同計画に定める削減目標の達成状況や取り組み状況の確認等を行う。

さらに、2030 年度削減目標の達成や 2050 年カーボンニュートラルの実現に資するため、国から受託する事業主体となるなど先導的な脱炭素化に向けた取組を進める。　【公２】

Ⅲ　人材育成の推進

１　産業廃棄物処理実務者研修会（e ラーニング）

産業廃棄物処理に関わる全ての者を対象として、廃棄物処理法に規定する「委託契約」、「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」などの基礎知識を習得するための研修会をｅラーニングにて開催する。また、研修会等で使用するテキストの販売及び研修内容の充実化に向けた検討を行う。　【公３（１）】

２　産業廃棄物処理現場業務 e ラーニング講座

産業廃棄物の処理現場で従事している者を対象として、処理現場に係る「法令」、「安全衛生」、「作業工程管理」、「留意点等」について短期間で習得できるカリキュラムに編成し「収集運搬現場業務」、「中間処理現場業務」、「最終処分現場業務」の３つのｅラーニング講座を提供する。　【公３（２）】

３　産業廃棄物処理検定（廃棄物処理法基礎）

廃棄物を処理する上で必要な正しい法的基礎知識が身についていることを確認する試験として、令和７年９月と令和８年２月に CBT 方式の試験を実施する。受験資格は特に設けず誰でも受験することができる。合格者には、合格証カードを授与する。また、受験者向けに学習用の公式テキストを提供する。　【公３（１）】

４　業界としての人材育成及び資格制度の構築に向けた検討

廃棄物処理分野が外国人育成就労制度･特定技能制度の新規分野として追加されるよう､引き続き環境省等と協議し､必要な協力を行う。　【公３（３）】

Ⅳ　協力支援事業

１　許可講習実施協力

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する許可申請に関する講習会及び特別管理産業廃棄物管理責任者講習会等に関する講習会の実施協力団体として、正会員とともに運営に協力する。　【他１】

Ⅴ　労働安全衛生等への取り組み

令和５年度を実施初年度として、５年間にわたり正会員が実施する「産業廃棄物処理業における第３次労働災害防止計画」の着実な実施に向けた支援を行う。また、事業所における安全衛生規程の普及、発生数の多い労働災害の防止対策を図るため連合会ホームページにより情報提供を行う。これらの取組については、関係する行政機関にも周知し、協力を求めていく。　【他２（２）】

Ⅵ　組織活動の活性化及び会員支援

１　振興法案及び振興方策の実現

産業資源循環業界の振興を図るため、全産連政治連盟と連携しながら、環境省、産業・資源循環議員連盟等に対し、既存の法制度の必要な見直しや日本

標準産業分類の見直し等を働きかける。　【他２（５）】

２　表彰

産業廃棄物処理業の発展に貢献された方、事業所及び従業員の方々に全産連会長名による表彰を行うとともに、正会員の設立・組織拡充、事業発展等に多大な貢献が認められる者等に対し、全産連会長名の感謝状を授与する。また、国に対し、叙勲・各種大臣表彰等の推薦を行う。　【他２（３）】

３　全国会議等の開催

（１）正会員全国会議等の開催

全国正会員会長会議、全国正会員事務局責任者会議及び正会員事業研修は、社会情勢を勘案し、必要に応じて開催（オンライン会議形式での開催を含む。）する。　【他２（４）】

（２）地域協議会の開催

８つの地域協議会において、全産連の活動状況に係る情報を地域協議会内で共有しつつ、地域の実情に即した意見を集約する。全産連は各地域協議会の当該運営等に対し支援する。　【他２（４）】

４　委員会・部会・青年部協議会・女性部協議会の活動の推進

委員会及び部会の開催は、全てオンライン会議形式を基本とする。

（１）委員会

①　総務倫理委員会

全産連の組織の強化、事業運営等に関する課題について検討を行う。

②　法制度対策委員会

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」の施行に関する課題や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の見直しに係る課題等を検討し、必要に応じて要望事項を国に提出する等の適切な対応を図る。　【他２（１）】

③　マニフェスト推進委員会

マニフェストの使用状況や利用者ニーズを把握することによりマニフェストシステムの課題を抽出し、一層の利便性向上に努めるための検討を行う。　【公１（１）】

④　教育研修委員会

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している許可講習会について円滑な実施協力のための検討を行う。　【他１（１）】

⑤　安全衛生委員会

正会員が実施する「産業廃棄物処理業における第３次労働災害防止計画」の着実な実施に向けた方策を検討する。　【他２（２）】

⑥　災害廃棄物委員会

自然災害が多発している状況を踏まえ、近年の災害廃棄物処理の経験

や課題をもとに災害発生時に被災地域等の正会員がより一層機動的に支援活動を行うことができるようにするため、平時からの体制強化等について検討する。【公１（３）】

（２）部会

産業廃棄物処理業における業態ごとの課題等を整理し、今後の事業展開の方向性等を検討する。これらの情報は正会員を通じて傘下会員企業等に共有する。【公１（２）ア】

・収集運搬部会
・中間処理部会
・最終処分部会
・医療廃棄物部会
・建設廃棄物部会

（３）青年部協議会

次代を担う世代の育成を図るため、青年部協議会が取り組む自発的な活動に協力するとともに可能な範囲で支援を行う。【他２（５）】

（４）女性部協議会

多様な人材が活躍できる環境づくりのため、「持続可能な産業資源循環業界の発展」を目指す女性部協議会の自発的な活動に協力するとともに可能な範囲で支援を行う。【他２（５）】

５　関係機関・団体との交流、協力

環境省をはじめとする国の機関や諸団体、学会等との連携・交流を深め、必要な提言、要望活動等を行う。また、行政機関や関係団体等が実施する調査検討委員会等へ委員を派遣する等の協力を行う。【公１（２）ウ】

６　会員への支援

（１）関係制度への対応及び関連情報の提供

廃棄物処理法等の産業資源循環に係る制度及び関連税制等へ適切に対応するとともに、法令改正等の情報を収集・提供する。【他２（４）】

（２）産業廃棄物処理施設賠償責任保険及び業務災害補償制度

産業廃棄物処理施設で起こる万一の事故に備えるための第三者向け処理施設賠償責任保険及び業務災害時における補償制度について、斡旋及び紹介を行う。【他２（４）】

（３）斡旋等事業

ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する支援の一環として産業廃棄物処理委託契約書など処理業務に関する電子サービスの斡旋及

び紹介を行うとともに、産業資源循環に資する書籍等についても斡旋及び紹介を行う。 【他２（４）】